

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に産産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

国民健康保険税の軽減方法

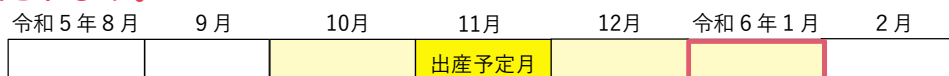
- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、産産予定月（又は産産月）の前月から産産予定月（又は産産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が軽減されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から軽減されます。

※多胎妊娠の場合は産産予定月（又は産産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。



※令和5年11月に産産した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

・・・対象期間

- 保険税が軽減された結果、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 母子健康手帳
- ③ 世帯主又は産産被保険者の本人確認書類（免許証やマイナンバーカード等）

届出先

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地
本宮市役所 財務部税務課 市民税係

問い合わせ先

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地
税額に関すること：本宮市役所 財務部税務課 市民税係 TEL 0243-24-5345
制度に関すること：本宮市役所 市民部市民課 国保年金係 TEL 0243-24-5342